

## 第7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す 情報・指標

環境報告に開示する「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表す情報・指標は、基本的に第5章及び第6章等の記載事項に含めるか、又はそれらに関連させて記載します。

また、環境報告に開示する「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標は、環境配慮経営との関連に留意して、基本的に独立して記載します。

本章では、「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を開示する場合の基本的な考え方や具体的な情報・指標等について解説します。

### 1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況

#### (1) 事業者における経済的側面の状況

#### (2) 社会における経済的側面の状況

### 2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況

(注) 環境配慮経営の経済的側面に関する状況について

本章では、対象となる主体別に区分して解説しています。

「(1) 事業者における経済的側面の状況」では、事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組に関連する財務的な情報・指標について、解説します。

また、「(2) 社会における経済的側面の状況」では、事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組が、顧客や取引先といった他者や社会に及ぼす経済的な影響を表す情報・指標について、解説します。

これらは、事業者の環境配慮経営を多面的に説明するための付加的な情報・指標と位置付けられます。なお、環境会計情報は、環境配慮経営の経済的側面の状況を体系的に表すための開示手法となります。

(注) 環境配慮経営の社会的側面に関する状況について

「社会」は環境・経済と並んで「持続可能な社会」を構築する上で考慮すべき主要な側面の一つです。また、組織統治、人権、雇用・労働、消費者、地域社会等といった社会的側面の事象は、事業者にとって、経営を安定的かつ継続的に営むための基盤でもあり、環境配慮経営においても同様に、環境配慮の取組を安定的かつ継続的に営むために必要な考慮事項となります。

事業者は、環境報告において、環境負荷や環境配慮の取組との関連に留意して、社会的側面の状況を説明することにより、より立体的に経営における社会的責任の取組状況等を利用者に伝えることが可能となります。

本章においては、社会的側面の状況を表す情報・指標のうち、一般的に環境配慮経営に関連する可能性がある社会的な事象を中心に解説をしています。実際の環境報告書を作成する際には、参考資料7.「社会的側面の状況に関する情報・指標（詳細）」もご参照ください。

## 1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況

事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組の状況についての経済的な情報・指標を記載します。環境負荷や環境配慮等の取組とそれらに関連する経済的側面の状況を示すことによって、環境配慮経営に対する利用者の理解を促進し、環境報告の有用性を向上させます。

なお、これらの情報・指標も、他の環境情報と同様に、一般原則等に則って開示される必要があります。

### (1) 事業者における経済的側面の状況

環境配慮経営の財務的な影響（財務影響）を、環境負荷や環境配慮等の取組に関連付けて、財務数値や記述情報によって説明します。

具体的には、事業活動に伴って発生する環境負荷及びその低減対策等の取組に関連する事業者の経営成績及び財政状態等への影響、及びそれらの財務影響に起因する事業機会やリスクの内容とその対応について、記載します。

#### ① 記載する情報・指標

##### ア. 環境配慮経営に関連する財務数値（環境会計情報等）

- ・環境配慮等の取組コスト（実績額）
- ・環境配慮等の取組による経済効果（取組コストの節約額など）

##### イ. 上記の財務数値に関する補足情報

- ・財務数値の集計範囲（バウンダリ）
- ・財務数値の算定方法（前提、算定式、係数など）

#### ② 重要性がある場合に記載する情報

##### ➤ 環境配慮経営に関連する財務数値（①ア.以外）

- ・環境配慮等の取組への投資/開発計画・見込額
- ・環境配慮製品・サービス等の売上見込
- ・環境配慮経営に関連する資産（排出クレジットやオフセットなど）
- ・環境配慮経営に関連する負債（資産除去債務、引当金など）

##### ➤ 環境配慮経営に関連する事業機会やリスク

- ・財務影響をもたらす背景情報（法規制・市場等の動向など）
- ・財務影響への対応方針や将来見通し（長期的な投資方針、その財務的効果など）
- ・環境配慮製品・サービスの市場動向・分析
- ・環境問題による財務リスク情報（規制リスク、価格変動リスク、物理的リスク）

##### ➤ 自然災害・事故等による財務影響等

##### ➤ 環境効率指標（環境負荷と財務数値を指標としたもの）

##### ➤ 環境格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）

## 【記載にあたっての留意点】

- (i) 基本的に、第 5 章、第 6 章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。
- (ii) 環境配慮経営に関する財務影響は、各事業者の事業特性や事業戦略等に応じて異なります。「個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）」を、参考資料 6. に記載していますので、ご参照ください。
- (iii) 環境配慮経営に関連する財務数値は、環境負荷と併記して経年比較ができるように記載することが期待されます。例えば、温暖化ガスの削減対策コストと排出実績の経年的な変化を対比表示するなど、環境負荷と関連する財務数値を併記することにより、環境配慮経営の努力と成果の関係をわかりやすく示すことができます。
- (iv) 環境保全に関する財務情報等を体系的に表す手法として、環境会計情報があります。環境会計情報は、「環境会計ガイドライン 2005 年版」をご参照ください（p.116 参照）。
- (v) 数値に関する補足情報は、p.57「数値に関する補足情報」を参考に記載します。
- (vi) 環境に関する財務情報等を示す際には、定義、前提となった考え、想定期間、範囲及びデータの出所等も明示することにより、利用者に誤解を生じさせないよう配慮が必要です。
- (vii) 財務上の事業・地域セグメント別や主要な製品等の内訳情報などに関連させて記載することも、有用です。
- (viii) 環境効率指標については、参考資料 4. をご参照ください。なお、環境負荷と財務数値の対象範囲や対象期間の整合性に留意するとともに、原データとの関連性や算定式等を明示する必要があります。

## 解説

国内外における環境規制等の強化によって、事業活動の環境への影響や環境配慮等の取組は、事業者に対して大きな財務影響を与えるようになってきています。その反面、これらの規制等に対応する環境配慮型の製品・サービス市場が出現や拡大することで、事業者は事業機会も得ています。例えば、温室効果ガスを生産段階や製品・サービスの使用段階等で多く排出する事業者は、規制等が厳しくなれば、コスト負担があってもその対応が必要になります。対応次第ではコスト増のリスクを販売増の機会に変えることが可能です。また、資源・エネルギー制約のリスクがある事業者は、安定確保や使用量削減のための投資が、重要な経営課題になり得ると考えられます。

このように、環境配慮経営の財務影響が環境配慮等の取組や事業戦略と密接に関連する場合には、それらの財務影響に関する情報を環境配慮等の取組や事業戦略と関連付けて説明することが、「重要な情報」に該当することがあります。また、事業者にとっても、環境情報と財務情報等を関連させて開示することにより、利用者の環境配慮経営に対する理解を深め、より適切なステークホルダーからのフィードバックが期待できるようになります。

また、事業者が設定したKPIと関連させて「環境に関する財務情報等」を記載することも考えられます。とくに戦略的な環境課題がある場合には、経営活動のPDCAサイクルの中で財務的影響と関連させてKPIを管理することが有用です。

なお、内部管理で活用したマテリアルフローコスト会計（p.116参照）を、環境会計情報と併せて開示することも有効です。

## (2) 社会における経済的側面の状況

環境配慮経営と社会における経済的な影響との相互関係を示すため、事業者以外の外部者における経済的便益などについて、説明します。

具体的には、事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組による事業者を取り巻く外部者（顧客、取引先、地域社会など）における経済的な相互影響やその対応について、関連する金額や記述情報にて説明します。

### ② 重要性がある場合に記載する情報

- 環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担
  - ・環境配慮型の製品・サービス等の利用者の経済的便益（省エネ、付加価値創出など）
  - ・環境配慮型調達によるサプライヤーの経済的便益
  - ・事業者の環境負荷等に起因する社会における経済的負担（税金による汚染除去など）
- 環境配慮経営に関連する事業機会やリスクとの関連（収益への寄与、内部費用化の可能性など）
- 環境負荷等の経済価値評価
  - ・環境負荷の貨幣換算額
  - ・環境保全効果の貨幣換算額
- 数値情報に関する補足情報
  - ・数値情報の集計範囲（バウンダリ）
  - ・数値情報の算定方法（前提、算定式、係数など）
- 環境配慮経営の社会的側面に関する状況（第8章参照）

### 【記載にあたっての留意点】

- (i) 第5章、第6章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。
- (ii) 「環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担」には、実際に外部者に経済的便益又は損失が発生した金額（推計値を含む）及び記述情報を記載します。
- (iii) 「環境負荷の貨幣換算額」には、事業者の排出する環境負荷を貨幣換算した金額を記載します。また、「環境保全効果の貨幣換算額」には、社会に及ぶ環境保全効果（環境負荷の削減量等）を貨幣換算した金額を記載します（次頁の図参照）。
- (iv) 環境会計情報（p.116 参照）を記載している「環境会計ガイドライン 2005 年版」には、社会における経済的側面である「環境保全効果の経済価値評価」に関しても触れられていますので、ご参照ください。
- (v) 数値に関する補足情報は、「数値に関する補足情報」（p.57）を参考に記載します。なお、これらの情報の記載は、客観的かつ中立的な開示が求められます。
- (vi) 数値情報の根拠とした情報源も明確にすることが望まれます。とくに、推計値を用いる場合には、定義や算定根拠等を明確にして、利用者の理解に資するよう工夫することが必要です。
- (vii) 数値情報に関して、過去あるいは現在あるいは将来のどの時点もしくはどのような期間にわたるものか、キャッシュフローを伴うものなのかを明らかにして記載する必要があります。

## 解説

事業者の環境負荷や環境配慮等の取組みは、社会における経済的な側面とも影響を及ぼし合います。そのため、環境報告においては、事業者の財務影響のみならず、環境配慮経営に関連する事業者以外の外部者における経済的な影響についても併記することが、有用です。また、それらの経済的な影響が、環境配慮経営の事業機会やリスクにどのように関連するかも説明することで、環境配慮経営と社会との経済的な関連性について示すことが可能となります。

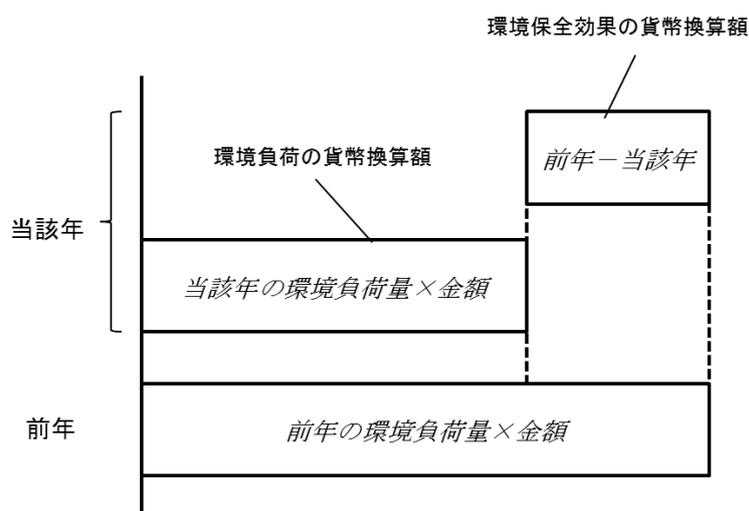
事業者以外の外部者が受ける経済的な影響には、例えば、省エネ製品の利用者は、使用段階でのエネルギー消費量が減ることで、コスト削減という実質的な利益を受けることなどがあります。また、自社が提案したエコビジネスやアイデアが、取引先のビジネスに貢献することもあります。一方、例えば、環境汚染に伴う浄化費用、健康被害に伴う補償費用などを税金等で賄い、社会が経済的に負担することもあります。

また、事業活動により発生した環境負荷が社会に及ぼす環境への影響を表す開示方法としては、「環境負荷の貨幣換算額」及び「環境保全効果の貨幣換算額」（環境負荷削減量への貨幣換算）も考えられます（下図参照）。環境負荷情報とそれらを貨幣換算した金額とを併記することにより、例えば、将来、事業者が負担する潜在的なコストの推測や環境配慮型の製品・サービスに関する販売状況の更なる理解につながることも期待されます。

ただし、これらの情報・指標に関しては、その算定方法が確立されたものではないため、開示に当たっては、前提となった考え方や算定方法、発生期間や発生可能性等を補足情報として併記して、環境配慮経営の実態が利用者に誤解が生じないように配慮する必要があります。また、経済的便益と損失の両面を開示するよう考慮することも必要です。

社会における経済的側面の状況に関しては、今後更なる開示手法の開発が、期待されます。

図 10 環境負荷等の経済価値評価の関係



## **参考 1：環境会計情報**

環境省「環境会計ガイドライン（2005年版）」に基づく「環境会計情報」は、事業者における環境保全に関する財務数値等を体系的に示す手法です。環境会計情報は、環境配慮経営の経済的側面を示す総括的な情報であり、第5章及び第6章において個別に記載された環境情報と整合させて記載されることが望まれます。

### **【開示項目】**

- (1) 事業者における経済的な側面の状況
  - ①環境保全コスト\*
  - ②環境保全効果
  - ③環境保全対策に伴う経済効果\*
  
- (2) 社会における経済的な側面の状況
  - ①環境保全効果の経済価値評価（貨幣換算額）

### **【記載にあたっての留意点】**

- (i) 環境保全コストは、事業者内での環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額であり、ここでいう投資額は事業者内における投資のことです。

## **解説**

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行っていく上で、環境保全コストを管理し、環境保全対策の費用対効果を分析することにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な事業活動における環境配慮の取組を推進することが必要です。また、環境会計情報やその導入目的・利用方法等を公表することは、ステークホルダーが事業者の事業活動における環境配慮の取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

公表にあたっては、「環境会計ガイドライン（2005年版）」に示す公表用フォーマット等を用いることにより、環境会計情報を総括的に開示することができます。

また、環境会計情報と環境効率指標（参考資料4. 参照）を統合して開示することも有効です。

(参考資料) 環境会計ガイドライン 2005年版  
<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>

## **参考 2：マテリアルフローコスト会計**

企業の内部管理に活用した環境管理会計\*として、マテリアルフローコスト会計（MFCA：Material Flow Cost Accounting）があります。MFCAにより、原料使用等の無駄が見える化できるため、無駄を排除した効率的な資源利用に役立ちます。なお、MFCAは、2011年に国際規格ISO 14051として発行されました。

(参考資料) 経済産業省「環境管理会計」  
[http://www.meti.go.jp/policy/eco\\_business/sonota/policy1-01.html](http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/sonota/policy1-01.html)

### 参考3：環境配慮経営の経済的側面に関する状況（関連表）

「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」の本ガイドラインの各項目と開示事例等を関連させて示すと、以下のとおりです。なお、個別の環境課題に関連する財務影響及び財務数値等の事例に関しては、参考資料6. を参照ください。

○「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」の記載項目と開示事例等の関連表

記載項目	開示内容（例）	例示
1. 事業者における経済的側面の状況	・環境配慮経営に関連する事業機会やリスク	・法規制等の動向 ・長期的な投資方針 ・環境配慮製品の市場動向 ・財務リスク情報
	・環境配慮経営に関連する財務数値	・環境管理コスト（※） ・環境配慮型製品の売上高 ・環境配慮型製品の設備投資額 ・排出クレジットやオフセット ・資産除去債務、引当金など
	・環境保全対策に伴う事業者の費用節約額	・省エネによる自社のエネルギーコスト削減効果（※）
2. 社会における経済的側面の状況	・環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担	・省エネ製品の使用段階での利用者のエネルギー等の削減効果 ・自社製品の使用段階での利用者の平均エネルギー使用額 ・汚染浄化費用の地域負担額
	・環境負荷の経済価値評価（社会全体が受けている損失を貨幣単位で評価したもの）	・生産段階でのCO <sub>2</sub> 排出の貨幣換算額
	・環境保全効果（社会全体に及ぶ効果）の経済価値評価	・生産段階でのCO <sub>2</sub> 排出の削減量の貨幣換算額（#） ・省エネ製品の使用段階におけるCO <sub>2</sub> 排出の削減量の貨幣換算額（#）

《環境会計情報》との関連

（※）「環境会計ガイドライン 2005年版」で算定方法等を取り扱っているもの。

- ・環境保全コスト（投資額及び費用額）

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組に係るコスト

- ・環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策が事業者の利益に直接的に貢献した効果。環境保全対策の結果もたらされる、費用の節約額や収入。

（#）「環境会計ガイドライン 2005年版」で解説があるもの。

- ・環境保全効果の経済価値評価

社会全体に及ぶ効果である環境保全効果の経済価値を、貨幣換算するなどして評価したもの。

## 2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況

事業活動における重要な社会的課題への対応状況について、環境配慮経営との関連に留意して、社会的側面に関する記述情報や数値情報により説明します。

社会的影響と環境への影響が密接と考えられる課題への対応について、それぞれを関連付けて記載することで、環境配慮経営と社会的側面との相互関係を示すことが可能となります。

なお、これらの情報・指標も、他の環境情報と同様に、一般原則等に則って開示される必要があります。

### ② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 重要な社会的課題に対応するための取組方針、目標、計画、取組状況等

環境配慮経営に関連する社会的側面の事象には、例えば以下のものがあります。

(組織統治等)

- ・倫理、コンプライアンス、個人情報保護、取引先企業に対する公正取引、独占禁止法の遵守、知的財産権

(人権)

- ・原料調達先における児童労働、劣悪な環境での労働、搾取的労働
- ・紛争鉱物の使用

(労働慣行)

- ・職場環境の改善、長時間労働、ダイバーシティ、ワークライフバランス
- ・従業員の健康管理、労働災害の防止、メンタルヘルス、MSDS制度
- (消費者保護・製品安全)

- ・製品・サービスの設計・製造、消費者クレーム対応、製品リコール
- (地域・社会)

- ・地域文化、コミュニティの尊重、フェアトレード、CSR調達の確立
- (その他)

- ・付加価値分配方針

- ・動物実験、武器・軍事転用可能な商品

- 社会的側面を表す数値情報

例えば、上記に関する数値情報には以下のものがあります。

- ・法律等の違反、行政機関からの指導・勧告命令等の件数
- ・社外取締役・社外監査役の数
- ・人権方針を設定した組織数
- ・男女別階層別人員数及び離職率
- ・労働災害発生頻度・件数
- ・顧客満足度調査の結果、クレーム件数
- ・社会貢献金額や参加した従業員数
- ・CSR調達割合や調達額
- ・各主体への付加価値分配額

- 数値に関する補足情報

- ・数値の集計範囲（バウンダリ）
- ・数値の算定方法（前提、データの出所、算定式、係数など）
- ・事業・地域別等の内訳情報

- 重要な社会的課題への対応に関連して同意する（遵守する）憲章、協定、運用もしくは遵守している規格等の名称と内容

- ▶ 社会責任格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）

### 【記載にあたっての留意点】

- (i) 社会的側面の状況は、各事業者の事業特性や事業戦略等に応じて異なります。上記は、代表的な情報・指標ですので、より詳細に関しては、「社会的側面の状況に関する情報・指標」（参考資料7）を、ご参照ください。
- (ii) 数値情報は、経年比較ができるように記載することが期待されます。
- (iii) 数値に関する補足情報は、p.57「数値に関する補足情報」を参考に記載します。
- (iv) 数値情報等を示す際には、定義、前提となった考え、範囲及び算定方法等を明示することにより、利用者に誤解を生じさせないよう特に配慮が必要です。
- (v) 事業・地域セグメント別等の内訳情報などを記載することも、有用です。
- (vi) 同意する（遵守する）社会に関する憲章、協定等の名称と内容としては、例えば、国連グローバル・コンパクト、責任投資原則（PRI）、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）など、社会的責任に関して事業者が採択・署名等した他の憲章等を記載します。

### 解説：社会的側面と環境配慮経営

事業者を取り巻く個人やグループ、また地域社会などに配慮することなく、事業活動を営むことはできません。環境配慮経営においては、さらに自然環境や将来世代への公平性など、幅広いステークホルダーに配慮することが求められます。

そもそも、事業活動の目的は、生態系や将来世代の権利を犠牲にして、経済的な利益のみを追求するのではなく、人類が心豊かに生存していける持続可能性な社会の発展に貢献していくという、社会的責任の履行にあると考えられます。

そのため、社会的側面（雇用・労働、人権、企業統治、消費者、地域社会等）に配慮することなくして、事業活動を安定的・継続的に営むことはできません。とくに、事業者における社会的側面の事象は、経営全体における基盤であるといえます。また、社会全体における社会的側面も、経営に大きな影響を及ぼすことがあります。

そして、環境配慮経営においても、それらは必然的に活動の基盤になります。なぜなら、環境配慮経営は、経営を環境面に焦点を当てて見た概念に過ぎないからです。その意味で、環境配慮経営の状況を利用者に伝えようとしたときに、社会的側面を切り離して説明することは、その全体像を誤って伝えてしまう可能性があることを認識する必要があります。

とくに、環境負荷や環境配慮の取組が、組織統治、人権、雇用・労働、消費者、地域社会等の社会面と密接に絡み合っている場合には、社会的側面の状況は必須の情報・指標になってきます。環境報告において、事業者が環境配慮経営の状況を説明するために重要と判断される社会的側面の情報・指標については、とくに開示する必要があります。

なお、社会的側面に関する取組事項は、地域、国、地球等の持続可能性、事業者の決定や活動による社会やステークホルダーへの影響や、事業者に求められる期待、さらに社会とステークホルダーとの関係などを踏まえ認識される、事業者に求められる社会的責任を考慮して検討されるべきものです。

## **解説：環境課題との関連性**

環境における課題はそれ単独で存在することは少なく、多くの場合他の社会的な課題と関連して発生します。特に、事業者の原料調達、販売など活動範囲がグローバル化している今日、バリューチェーン全体で考えたとき、この傾向は顕著となります。

先進国の需要を満たすために行われる途上国等における収奪的なプランテーション栽培は、森林破壊や生物多様性の喪失をもたらしていると指摘されていますが、一方で、児童労働や強制労働など、労働条件、人権の面で深刻な問題を引き起こしているという事実があります。

2010年に成立した米国の金融規制改革法（ドット・フランク法）では、鉱物使用の上場企業に対して、「紛争鉱物」（販売益が武力紛争の資金源となっており、また労働者の人権侵害が社会問題化している、コンゴ民主共和国・隣接国で採掘される鉱物資源のこと）の使用状況の開示を求めています。

また、公正ではない取引価格が要因となって、環境配慮が欠落した原材料の生産や調達が行われ、不適切な生産や廃棄物処理へとつながっていることが問題視されています。事業者は、バリューチェーン全体で公平な事業慣行の状況について確認することが求められます。

事業者が、環境情報を開示する際には、環境配慮行動の詳細を開示するほかに、企業統治、人権、雇用・労働安全衛生、消費者保護、製品安全、地域コミュニティ対応など関連する社会的課題と併せて、取組方針、目標、計画、取組状況等を記載・開示することが求められます。

なお、方針の作成にあたって、国連グローバル・コンパクト、国際労働基準の条約や勧告、ISO 26000（2010年発行）、経団連企業行動憲章（2010年改訂）、OECD（経済協力開発機構）の「多国籍企業行動指針」（2011年改訂）等の目的や内容を踏まえておくことが有用です。